



ゆうあい

106
令和5年
10月号

●主な内容● CONTENTS

- P1 令和5年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会開催
P2 鹿部町共同募金委員会からのお知らせ
P3 鹿部町生活支援体制整備事業について
P4 日常生活自立支援事業について
P5 生活福祉資金貸付制度について
P6 社協は何をるところ?他

// 令和5年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会開催 //

9月25日(月)、令和5年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会を開催し、当日23名の方が参加致しました。北斗市のきじひき高原展望台からの景色や、農園にてプルーン狩りを楽しんだ他、温泉施設において入浴と食事、七飯町の道の駅「なないろななえ」で買物等、楽しい一日を過ごしました。



鹿部町共同募金委員会からのお知らせ

赤い羽根共同募金運動が始まります 令和5年度目標額700,000円



赤い羽根共同募金運動は、10月1日から12月31日までの期間に全国一斉に行われる募金運動です。毎年各町内会・企業・学校等、沢山の町民の皆さんにお願いをさせて頂いております。今年度も役場・中央公民館・道の駅「しかべ間歇泉公園」内に募金箱を設置致しておりますので、今年も温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

～赤い羽根共同募金はどんなことに使用されるの?～

町民の皆様から頂戴した募金は、全額を北海道共同募金会へ送金後、配分委員会の審議を経て約7割が鹿部町共同募金会へ配分され、鹿部町で地域福祉活動を実施する団体へ助成されております。残りの約3割は、鹿部町を超えた広域の活動や災害時の備え等に使われております。

～共同募金の税制上の優遇について～

赤い羽根共同募金に対する寄附は、税制上の優遇措置の対象となっています。

○ 個人の寄附

寄附される金額が2千円を超える場合は、所得税の『所得控除』又は『税額控除』の、さらに住民税の『税額控除』の対象となります。

・ 所得控除の場合

所得控除額＝寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円

・ 税額控除の場合

税額控除額（※）＝{寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円}×40%

※所得税額の25%を限度とする

・ 住民税の控除の内容（税額控除）

税額控除額＝{寄附金額（年間所得の30%を限度とする額）－2千円}×10/100

○ 法人の寄附

株式会社等の法人の場合は、寄附される金額について「全額損金」として控除されます。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

鹿部町生活支援体制整備事業について

鹿部町生活支援体制整備事業は、鹿部町の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、鹿部町内における支え合いの体制づくりを推進する事業です。

この事業は、高齢者支援（生活支援サービス）、地域支え合い活動、福祉施設活動の大きく3つ（下記参照）の内容に分かれており、鹿部町社協では、生活支援コーディネーター（SC）1名を配置し、依頼者と活動者を繋ぐ役割を担っております。

① 高齢者支援（生活支援サービス）

- ・簡単な大工仕事 ・草取り ・窓拭き
- ・犬の散歩 ・電球・蛍光灯の交換
- ・ゴミの整理 ・物置の整理
- ・高い所の荷物整理 ・家具の移動
- ・話し相手 ・粗大ゴミのゴミ出し
- ・雪かき ・簡単な木枝の剪定

② 地域支え合い活動

- ・あったかサロン運営補助
- ・ふれあいいきいきサロン運営補助
- ・コミュニティカフェ運営補助
- ・小地域福祉活動運営補助

③ 福祉施設活動 ※現在受入れを中止致しております。

- ・鹿部デイサービスセンター
傾聴、レクリエーション等
(毎週月～金 10:00～15:00)
- ・渡島リハビリテーションセンター喫茶コーナー
傾聴、飲み物提供 (毎週月～金 10:00～15:00)
- ・渡島リハビリセンター運営補助
 - ① 絵画教室 (毎週月・木 9:30～11:00)
 - ② 書道教室 (毎週火・金 9:30～11:00)
 - ③ コーラス教室 (毎週水 9:30～11:00)
 - ④ カラオケ教室 (毎週水 14:00～16:00)
- ・小規模多機能ホーム「松の木」、認知症グループホーム「桜の園」
傾聴、レクリエーション等 (毎週月～金 14:00～16:00)



簡単な大工仕事活動中

※活動日時は、SCが依頼者と活動者の都合を調整の上、決定致します。

※上記の①高齢者支援（生活支援サービス）利用対象者は、75歳以上の独居世帯及び高齢夫婦世帯（どちらか一方が75歳以上可）、65歳以上の独居世帯で障がい者の方。

①高齢者支援（生活支援サービス）の利用希望の方や活動（ボランティア）希望の方は、鹿部町社協（電話7-3341） 迄ご連絡下さい。尚、活動希望者はボランティア登録とボランティア保険への加入が必要になります。特に簡単な大工仕事、物置の整理、簡単な木枝の剪定、雪かきの依頼が増えておりますので、ボランティア登録を宜しくお願い致します。

日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断に不安があり、在宅で生活している方、又は在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かるお手伝いをしています。

◎ 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

本事業は、『契約』に基づきサービスが提供される為、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。判断能力が低下し、契約能力がない場合は、本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

◎ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方等です。主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方が対象ですが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず利用できます。

◎ 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

現在、施設入所者や病院の入院者も、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は対象となります。日常生活自立支援事業の利用者が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定する迄の期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

- ① 年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ② 税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③ 日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き



2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は、50万円程度を目安としています。

- ① 年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ② 税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③ 日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き

3. 書類等の預かりサービス（オプション）

本会が金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かり致します。お預かりできるもの（原則として、ご本人名義のみに限ります。）

- ① 預貯金通帳 ② 年金証書 ③ 権利証 ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書 ⑥ 印鑑

～利用料金～

1回（1時間程度）の利用で、1,200円と生活支援員の交通費実費を頂きます。
また、書類等の預かりサービスをご利用の場合、貸金庫利用料の実費を頂きます。

生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としております。資金の種類は以下のとおりです（※必要な経費により種類が異なります）。

1. 総合支援資金

- ①生活支援費:生活再建までの間に必要な生活費用
- ②住宅入居費:敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ③一時生活再建費:生活を再建する為に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用

2-1. 福祉資金（福祉費）

- ①生業を営む為に必要な経費
- ②技能習得に必要な経費及びその期間の生計を維持する為に必要な経費
- ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ④福祉用具等の購入に必要な経費
- ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費
- ⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- ⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持する為に必要な経費
- ⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ⑩冠婚葬祭に必要な経費
- ⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費

詳しくは鹿部町社協までご連絡下さい。

2-2. 福祉資金（緊急小口資金）

- ①緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金

3-1. 教育支援資金（教育支援費）

- ①学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費

3-2. 教育支援資金（就学支度費）

- ①学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費

4. 不動産担保型生活資金

- ①不動産担保型生活資金は、高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続ける為の生活資金をお貸しするものです。

5. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ①要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続ける為の生活資金をお貸しするものです。

社協は何をすることで?

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を進める中心的な団体として位置づけられた非営利団体で、社協(しゃきょう)の略称で呼ばれております。社協は公的な性格が強いため、行政の一部と思われがちですが、民間の社会福祉法人になります。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域の皆さんや行政・ボランティア・関係団体等と連携・協力し、様々な生活課題に取組み、地域全体をより良くする活動を致しております。



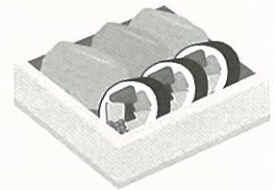
社協シンボルマーク

社会福祉及び社協「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

令和5年度安否確認お食事サービスの実施について

10月～翌年3月迄の第4水曜日(全6回)、町内在住の70歳以上の独り暮らしの方を対象とする令和5年度安否確認お食事サービスを実施致します。利用を希望する方は、鹿部町社協へお申し込み下さい(料金は200円/1回)。

尚、第5回目(2月28日【水】)は、希望者を対象に昼食会(ふれあいいきいきサロンと合同開催)を予定しております。



◎今年度のメニュー(予定)

第1回(10/25【水】):牛丼

第2回(11/22【水】):カツカレー

第3回(12/27【水】):ちらし寿司

第4回(1/24【水】):天むす

第5回(2/28【水】):のり巻き・いなり寿司

第6回(3/27【水】):豚丼

鹿部町社協事業活動(令和5年7月1日～令和5年9月30日)

7/14	令和5年度道南圏域生活支援コーディネーター情報交換会	木古内町
7/18	全道市町村社協会長・事務局長研究協議会	札幌市
7/20	令和5年度生活支援コーディネーター養成研修【基礎編】	オンライン
7/31	令和5年度渡島管内社会福祉協議会会長・事務局長会議	函館市
	令和5年度第1回渡島管内社会福祉協議会連絡協議会役員会	函館市
8/1	広報配布	
8/9	令和5年度渡島桧山地区社協職員連協合同研修会	厚沢部町
9/13	令和5年度鹿部町敬老会	鹿部中央公民館
9/25	令和5年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会	北斗市
	令和5年度日常生活自立支援事業生活支援員研修	オンライン
9/28	令和5年度生活福祉資金現任職員研修	札幌市
9/29	全道市町村社協事務局長連絡会議	札幌市

発行: 社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会

〒041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(宮浜児童館内)
TEL(01372)7-2135 FAX(01372)7-2138